



福岡医発第 1724 号 (地)

令和 3 年 9 月 10 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会長 松 田 峻一良

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 60)

今般、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、別紙のとおり厚生労働省より取扱いが示された旨、日本医師会より通知がありましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」(以下、「本剤」という。)の投与対象となる新型コロナウイルス感染症患者に対し、一定の要件を満たした医療機関において、本剤を外来で投与した場合の救急医療管理加算 1 (950 点) の取扱いについて示されたものであります。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本取扱いは、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 60)」の発出日以降に適用されるものでありますことを申し添えます。

記

問 1 中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」(以下「本剤」という。)の投与対象となる新型コロナウイルス感染症患者に対し、「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」の医療機関への配分について」(令和 3 年 7 月 20 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)別添の Q.12 中「医療機関による外来での投与」に示される要件を満たした医療機関において本剤を外来で投与した場合、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 9)」(令和 2 年 4 月 8 日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の 2 (1) に示される救急医療管理加算 1 (950 点) の算定について、どのように考えればよいか。

(答) 本剤を外来で投与した日に 1 回算定できる。ただし、同一日に「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 51)」(令和 3 年 7 月 30 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「7 月 30 日事務連絡」という。)の間 1 における救急医療管理加算 1 は併算定できない。なお、この取扱いは、本事務連絡(新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 60))の発出日以降適用される。

問2 問1における救急医療管理加算1（950点）及び7月30日事務連絡の問1に示される救急医療管理加算1（950点）について、同一日に「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その56）」（令和3年8月27日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の（1）に示される救急医療管理加算1の100分の400に相当する点数（3,800点）又は同事務連絡の（2）に示される救急医療管理加算1の100分の600に相当する点数（5,700点）との併算定は可能か。

（答）併算定不可。

以上

(保 148)

令和3年9月7日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 吉 郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その60）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いは、中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」（以下、「本剤」という。）の投与対象となる新型コロナウイルス感染症患者に対し、一定の要件を満たした医療機関において、本剤を外来で投与した場合の救急医療管理加算1（950点）の取扱いについて示されたものであります。

なお、本取扱いは、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その60）」の発出日以降に適用されるものであります。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その60）
（令3.9.7 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 7 日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その60）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関等に対し周知徹底を図られたい。

以上

(別添)

問1 中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」(以下「本剤」という。)の投与対象となる新型コロナウイルス感染症患者に対し、「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」の医療機関への配分について」(令和3年7月20日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)別添のQ.12中「医療機関による外来での投与」に示される要件を満たした医療機関において本剤を外来で投与した場合、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その9)」(令和2年4月8日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の2(1)に示される救急医療管理加算1(950点)の算定について、どのように考えればよいか。

(答) 本剤を外来で投与した日に1回算定できる。ただし、同一日に「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その51)」(令和3年7月30日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「7月30日事務連絡」という。)の問1における救急医療管理加算1は併算定できない。

なお、この取扱いは、本事務連絡(新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その60))の発出日以降適用される。

問2 問1における救急医療管理加算1(950点)及び7月30日事務連絡の問1に示される救急医療管理加算1(950点)について、同一日に「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その56)」(令和3年8月27日厚生労働省保険局医療課事務連絡)の(1)に示される救急医療管理加算1の100分の400に相当する点数(3,800点)又は同事務連絡の(2)に示される救急医療管理加算1の100分の600に相当する点数(5,700点)との併算定は可能か。

(答) 併算定不可。